

○埼玉県警察自転車等安全総合対策官の設置に関する訓令

令和 6 年 9 月 30 日

警察本部訓令第 36 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察自転車安全総合対策官の設置に関する訓令（平成24年埼玉県警察本部訓令第 6 号）の全部を改正する。

埼玉県警察自転車等安全総合対策官の設置に関する訓令

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察自転車等安全総合対策官（以下「自転車等安全総合対策官」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において「自転車等安全総合対策」とは、自転車その他の小型モビリティ（以下「自転車等」という。）の安全な利用の促進に関する各種施策に関し、警察において推進すべき自転車等通行空間の整備、交通安全教育・広報啓発の推進、自転車等利用者による交通違反に対する指導取締り及び自転車指導啓発重点地区・路線の選定等を柱とする自転車等に関する総合的な対策をいう。

（設置）

第 3 条 埼玉県警察本部に、自転車等安全総合対策官を置く。

2 自転車等安全総合対策官は、交通部交通総務課交通安全対策推進室長をもって充てる。

（任務）

第 4 条 自転車等安全総合対策官は、交通部長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 自転車等対策に係る企画、立案及び調整に関すること。
- （2） 自転車等対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- （3） 自転車等対策に関する関係機関等との連携に関すること。
- （4） その他自転車等対策に係る特命事項に関すること。

（細部事項）

第 5 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年10月 1 日から施行する。